

別添資料 4 - 1 - 3 各室性能表 凡例

項目		符号	内容
活動拠点室		A	活動拠点室
		B	活動支援室
		C	活動上重要な設備室
		D	機能停止が許されない室
		-	対象外
官庁施設の基本的性能基準	耐火	I	特に重要な財産・情報を保管
		II	重要な財産・情報を保管
		III	火気使用、設備室
		IV	分類 I ～ III に該当しない
	初期火災	I	重要な財産・情報を保管
		II	分類 I に該当しない
	対浸水	I	一時的な避難場所
		II	活動拠点室、活動支援室、設備室
		III	重要な財産・情報を保管
		IV	分類 I ～ III に該当しない
	防犯性	A	一般来庁者使用
		B	主に職員が使用
		C	限られた職員のみ
	音環境	I	特に重要な室
		II	上級室、会議室等
		III	事務室、休養室、更衣室等
	光環境	I	講演等を行う室
		II	事務作業を行う室
		III	分類 I 及び II に該当しない
	熱環境	I	来客者多数、不定期利用室
		II	事務作業を行う室
		III	設備室、通信・情報機器室、倉庫等
	空気環境	I	事務作業を行う室
		II	設備室、通信・情報機器室、倉庫等
	情報処理	I	重要・大容量の通信・情報処理装置
		II	1台/人の端末機が導入される事務室
		III	分類 I 及び II に該当しない

項目		符号	内容
建築	床荷重	A	事務室等 床版・小梁計算用2,900N/m <sup>2</sup> 、大梁・柱又は基礎計算用1,800N/m <sup>2</sup> 、地震力計算用800N/m <sup>2</sup>
		B	一般書庫等 床版・小梁計算用7,800N/m <sup>2</sup> 、大梁・柱又は基礎計算用6,900N/m <sup>2</sup> 、地震力計算用4,900N/m <sup>2</sup>
		C	移動書庫等 床版・小梁計算用11,800N/m <sup>2</sup> 、大梁・柱又は基礎計算用10,300N/m <sup>2</sup> 、地震力計算用7,400N/m <sup>2</sup>
		D	機械室等 床版・小梁計算用4,900N/m <sup>2</sup> 、大梁・柱又は基礎計算用2,400N/m <sup>2</sup> 、地震力計算用1,300N/m <sup>2</sup>
		E	車庫等 床版・小梁計算用5,400N/m <sup>2</sup> 、大梁・柱又は基礎計算用3,900N/m <sup>2</sup> 、地震力計算用2,000N/m <sup>2</sup>
	耐震性能	A	耐震構造 II類 (1.25)
		B	BCP対応
	扉形状	A	両側開き戸
		B	両側引き戸 (ハンガードア)
		C	両側自動扉
		D	親子開き戸
		E	片側開き戸
		F	片側引き戸 (ハンガードア)
		G	電動シャッター
		H	電動オーバースライダー
	扉ガラス	A	透明ガラス
		B	すりガラス
	ブラインド等	ブ	ブラインド
		ロ	ロールスクリーン
		レ	ブランド+レースカーテン
暗		ブラインド+暗幕	
防		ブラインド+防火シャッター	
-		ブラインド等は不要	
内装仕上	A	床：タイルカーペット (カットパイルt6) 巾木 ビニル巾木 壁：石膏ボードのうえ塗装 天井：ロックウール化粧吸音板	
	B	床：エポキシ系塗床 壁：グラスウール張 天井：グラスウール張	
	C	床：ビニル床シート 巾木 ビニル巾木 壁：石膏ボードのうえ塗装 天井：ロックウール化粧吸音板	
	D	床：ビニル床シート 巾木 ビニル巾木 壁：メラミン樹脂化粧板 天井：ケイカル板のうえ塗装	
	E	床：ビニル床シート 巾木 ビニル巾木 壁：メラミン樹脂化粧板 天井：ロックウール化粧吸音板	
	F	床：ビニル床シート 巾木 ビニル巾木 壁：ケイカル板のうえ塗装 天井：ケイカル板のうえ塗装	
	G	床：エポキシ系塗床 巾木 床仕上げ立上げ 壁：コンクリート打放し仕上げB種 天井：不燃石膏ボード (T)	
	H	床：ウレタン+FRP防水塗床 (静電・滑り止め防止) 巾木：床仕上げ立上げ 壁：コンクリート打放し仕上げB種 天井：不燃断熱材吹付	
監視カメラ、電子錠	A	監視カメラ設置	
	B	電子錠設置	

項目		符号	内容
電気設備	電話	A	： 多機能電話機を設置すること。
		B	： プッシュフォンを設置すること。
	時刻表示	A	： 100㎡に1箇所設ける
		B	： 1個以上設ける
C		： 2個以上設ける	

(注)

- 1 建築基準法および「建築構造設計基準の資料（平成30年版）」に示されている積載荷重を基本とする。基準法および同基準を満足した上で、実況に応じた積載荷重を設定する。
- 2 機械室等において、実状を勘案して設定する他、機械等が設置される部分については、別途局部荷重としての検討も行う。
- 3 廊下、玄関及び階段等の値は令第85条によるほか、その階の主な室の用途により適切に算定する。
- 4 床応答加速度の低減を要求する部屋において、免震床を設置する場合は、免震床の自重（1,500N/㎡程度）を適宜見込むこと。
- 5 一般事務室において、事務室の積載荷重を超過すると想定される重量機器（耐火金庫、特殊機器等）がある場合には当該部分について、床荷重の割り増しを行う。
- 6 床荷重は上表によるほか「添付資料4-5 主要諸室の性能特記事項」を考慮し適宜設定すること。
- 7 仕上げ仕様と各室性能表に不整合がある場合は、各室性能表を優先する。
- 8 要求水準を満たしたうえで合理的な理由に基づく提案を行い、発注者と協議が整った場合は、内装仕上を変更することが出来る。